**任意清算公告（弁護士法人）**

**【任意清算公告】**

**595**

当法人は、令和○○年○○月○○日をもって解散し、弁護士法第三十条の三十第二項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

　令和○○年○○月○○日

　　○○県○○○市○○丁目○番地○号

　　　　　　　　　　弁護士法人○○○○○○

　　　　　　　　　　代表社員　○○　○○

（※①）掲載日は、原稿をいただいた後、掲載可能な日をご連絡いたします。

・掲載希望日がある場合はご連絡ください。

　公告主は社員又は代表社員となります。

（弁護士法人の社員は合名会社・合資会社と同様に無限責任を負います）

関連条文

　弁護士法　第三十条の二十三　第二項

　　　　　　第三十条の三十　第二項

会社法　　第六百六十八条第一項

　　　　　　第六百七十条